

意見書

平成23年12月26日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

記

【章】

第5章 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について

(1) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について

【具体的内容】

pp. 36-38 「イ 間接的な便宜」は、様々な観点で反論の余地があります（例えば、PHSから携帯電話への利用者の流出によりPHS事業者が倒産するなど、番号ポータビリティを利用しない利用者への不利益が生じる可能性がある）。

「イ 間接的な便宜」節全体を削除することを提案します。この節は、p. 38 「③ 携帯電話とPHSの競争環境」節と重複する面が大きいことから、削除しても、総論に影響を与えないものと考えます。

【章】

第5章 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について

(1) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について

【具体的内容】

第4章にて、070-Cにより携帯電話とPHSを区別することが可能との前提に基づく議論が行われていますが、この方法は、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが導入されれば、不可能になります。

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが導入されない場合、070-Cを用いる方法は、恒久的に可能です。

一方、導入されることを前提とすると、070-Cを用いる方法は、携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放から番号ポータビリティの導入までの一時的な期間を埋める時限的な措置ということになります。また、携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放の開始時期と、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期が一致する場合は、全く採用不可能ということになります。

したがって、通信サービスやPBXの機能等において、070-C以外の提供方法が存在しない場合、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティが始まる前に、当該機能の提供を終了せざるを得ません。また、携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放の開始から番号ポータビリティの導入までの期間が短い場合、070-C対応機能の追加を短期間だけ提供すると設備投資の回収が

困難になることから、当該機能の提供終了が前倒しになる場合も考えられます。

これは、利用者にとっても事業者にとっても、デメリットです。

この答申案では、番号ポータビリティの導入によるメリットのみに偏った記述になっている感がありますが、さらに広範囲から意見を求めることで、デメリットの存在についても具体的に示し、番号ポータビリティの導入によるメリットがデメリットを上回ると言えるかどうか、深く掘り下げた検討をすべきであると考えます。

以上